

ボーナスカット・定期昇給は不当労働行為だ！ カット中労委、第3回調査開催！

1月27日、「カット愛労委」の不当命令を不服とした中労委第3回調査が開催されました。今回の調査に向けて、組合は、証人等尋問申請書、準備書面（2）を中労委に提出してきました。

特に、組合は、平成24年2月21日、愛知県労働委員会第2回審問の場で、会社側証人である中村明彦（当時、東海鉄道事業本部管理部人事課長）が「東海鉄道事業本部約4000名のうち、期末手当カット者は、40～50名、定期昇給減額では10名の社員がいる」と証言したことは、JR東海労組合員がカット者の約半数を示すことであるので、組合は、愛知県労働委員会の場で、会社に対して、求釈明を主張しても、会社が明らかにしないことは、会社が、名古屋地本組合員らに対して恣意的な査定をおこなっていることである」として、再度、中労委第3回調査の場で強く求釈明を主張しました。

それを受け、審査委員から会社に対して、組合の求釈明に対して、回答すべきだと言い渡されました。

私たちは、今後、さらに、会社の不当労働行為を中労委の場で明らかにしていきます。
次回、第4回の調査は、4月23日に開催されます。

会社は、 組合の求釈明に対して明らかにすべきだ！！

= 求釈明の内容 =

平成24年2月21日、初審第2回審問の場において、中村明彦（以下「中村証人」という。）が、「東海鉄道事業本部に属する社員の平成19年年末手当、平成20年夏季手当の減率適用の人数及び平成20年定期昇給の欠格事項の人数を明らかにした」（初審中村明彦証言第2回審問調書88～90頁）。

それを受け、組合と名古屋地本は、再審査被申立人東海旅客株式会社（以下、「会社」という。）に対し、「東海鉄道事業本部及び三重支店に属する社員の平成19年度年末手当、平成20年度夏季手当、平成20年度定期昇給それぞれの減率適用の事由（処分等によるものなのか、勤務成績不良によるものなのかの区別）、所属組合別の人数や比率を明らかにすべきである。」との求釈明（平成24年4月9日付組合上申書（以下、「組合初審上申書」という。））を主張しても会社が明らかにしないことは、会社が、名古屋地本組合員らに対して恣意的に査定を行っていることの証左である。

よって、組合と名古屋地本は、求釈明を強く主張する。

会社は不当労働行為を認め謝罪せよ！！